

平成20年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成20年3月18日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長陳情報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長陳情報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

出席議員（24名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹

13番 日下昭治
15番 林俊介
17番 林一雄
19番 嶋田茂樹
21番 高橋利彦
24番 神子功

14番 平野浩
16番 明智忠直
18番 高木武雄
20番 向後和夫
22番 林正一郎
26番 林一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
教育長 米本弥栄子
病院事務部長 伊藤敬典
秘書広報課長 加瀬寿一
財政課長 平野哲也
市民課長 木内國利
保険年金課長 増田富雄
社会福祉課長 在田豊
商工観光課長 神原房雄
建設課長 米本壽一
下水道課長 中野博之
消防長 佐藤眞一
庶務課長 浪川敏夫
生涯学習課長 花香寛源
農業委員会
事務局会長 小田雄治
病院経理課長 鈴木清武

副市長 鈴木正美
病院事業
者 吉田象二
総務課長 高埜英俊
企画課長 加瀬正彦
税務課長 野口徳和
環境課長 平野修司
健康管理課長 小長谷博
高齢者
福祉課長 横山秀喜
農水産課長 堀江隆夫
都市整備課長 島田和幸
会計管理者 木内孫兵衛
水道課長 堀川茂博
学校教育課長 及川博
監査委員
事務局員 林久男
国民宿舎
配舍人 野口國男
支病再
整備室 院長 鍋木友孝

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開議 午前 10 時 0 分

- 議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 常任委員長報告

- 議長（明智忠直） お手元に各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果を配布いたしました。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案第1号から議案第35号までの35議案についての審査経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治君、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 日下昭治 登壇）

- 公営企業常任委員長（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第14号、平成19年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第16号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第29号、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市病院事業使用料及

び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についての10議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月10日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

岩井地区、干潟地区の一部、未普及地区においては、銚子市あるいは匝瑳市から水道管を引いたほうが安上がりという部分があるが、どのように進められているのかとの質疑では、水道事業については、水道区域が設定されており、これは行政区域ということになるわけであるが、国の現地調査等があった場合に困るということから銚子市との交渉はうまくいかなかった。

今後、水道事業にとってメリットが生み出せるものであれば、方向性を決めていかなければならないと認識しているが、現状においては、多額の費用がかかることから、すぐにというわけにはいかないとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、建設改良費のリニアック棟増築工事について、進捗状況と経済的な効果はどのくらい見込めるのかとの質疑では、リニアックは、放射線治療の装置で、使用時間が週5時間以内で、かつ3か月で65時間以内という国の制約があり、現状では、患者が増えていることで予約待ちが1か月から1か月半という状況にある。

現在、文部科学省への申請書類の作成を進めているが、来年度の3月末に完成して、診察を開始する予定である。

また、経済的な効果については、現在、年間7,000名の患者が受診しているので、それが2台となることから、1万2,000名ほどの受診ができることになるが、リニアック単体では収支的に大きく上がるとか下がるというものではなく、これに関連する化学療法によって増収効果が期待できると思うが、当医院は、がんの拠点病院で実績があることから、今後、集約されていくのではないかとというような考えを持っているとの答弁がありました。

次に、2点目として、本館工事に伴い駐車場が大幅に減ることから、立体駐車場は考えているのかとの質疑では、一般駐車場で760台ほど不足になることから、10か所程度に用地を検討しており、交渉では、おおむねよい返事をいただいているので、患者用駐車場については、

近くに確保できている。

また、駐車場については、平面で管理していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、3点目として、補助金や交付税について、どう考えているかとの質疑では、補助金については、平成16年からの三位一体改革により、国の補助金は明らかに減る傾向にあり、既に緊急に対する国庫補助金がなくなっているが、当病院は、担う役割が大きいことから、すぐに減るようなことはないと思うが、今後増えることは難しいという見込みをしている。

また、交付税については、一定の税収があれば地方に配分されるものであるので、当病院としては、必要なところに必要な交付税ということで期待をしているとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

この4月から客室工事にかかるということであるが、どのくらい客数が減るのかとの質疑では、一番減る時期として、この4月から6月にかけての東館の工事を行う時で、使用できる客室が西館の22室となり、定員稼働率を通常の60%程度から17%まで落ちると予想しているとの答弁がありました。

次に、議案第16号の主な質疑について申し上げます。

料理の改革ということで、料金がだいぶ高くなるが、一般的に国民宿舎というと、安くて量が多くてと、そういう意識を持っていると思うが、その点はどうかとの質疑では、新しい料理の改善については、1年間十分に協議して、専門の方にも指導をいただいた。

また、新しい料理を体験してもらうために、モニター期間を設けて、97%の方が非常によかったという結果が出ている。

料金設定については、安く設定すると、素材自体も悪いものを使うような形になるので、ある程度の料金をいただかないと、それなりの料理は作れない。

現在、5,000円以上の料理が毎日入ってきているので、数字的には追いつかないが、十分、ほかの宿舎と戦っていけるような状況にあると思っているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、10議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年3月18日、公営企業常任委員会委員長、日下昭治。

○議長（明智忠直） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

- 建設経済常任委員長（嶋田哲純） それでは、建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第６号、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第７号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第26号、旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、市道路線の認定及び廃止についての７議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る３月11日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑４点について申し上げます。

１点目として、農業委員の人数について、今年の７月に選挙が行われるが、このままの人数を想定しているのかとの質疑では、現在の構成については、５地区で選出委員が20人、また議会推薦が４人と農業関係団体の推薦が３人で、合わせて27人の構成となっている。

役員会議の中では、合併して３年が終わったということで、もう１回経験してみても、問題があれば議会等の協議を加えてみたいということで、話し合いがなされているとの答弁がありました。

次に、２点目として、長熊スポーツ公園整備事業について、湖底は３メートルから5.6メートルとあるが、ヘドロがたまらない構造なのか。また、現在いる魚をどうするのかとの質疑では、ヘドロについては、バイオハウスという機械を設置して対策を考えているが、湖底を３メートルから5.6メートルと深さを変えていくことで、一つとしては、ヘドロが高い所から低い所へ流れていくという部分もある。

また、魚の移動については、計画では、北側の池に移動することを考えているが、大きな所から小さな所に移動することで危惧される部分もあるので、実施設計ができれば、整備推進会議の中で意見を聞いて対応したいとの答弁がありました。

次に、３点目として、干潟土地改良区排水負担金について、さくら台工業団地の排水ということであるが、いつまで負担をするのか。また、他の工業団地ではどうなっているのかとの質疑では、この負担金については、旧干潟町において、平成元年６月１日に覚書を締結しているが、覚書には期限が定められていないので、今後も維持管理料として支払うものと考えている。

また、他の工業団地については、調整池の中で行っているので負担金は支払っていないとの答弁がありました。

次に、４点目として、旭中央病院アクセス道整備事業の用地買収及び物件補償について、進捗状況はどうかとの質疑では、進捗状況については、東西線で土地の地権者が34人で、そのうち18人と、物件が6件で、そのうち1件とそれぞれ契約が成立しており、また南北線については、中央病院から広域農道までの約3.2キロのうち、国道126号線までの土地の地権者が29人で、そのうち4人と、物件が9件で、そのうちの1件とそれぞれ契約が成立している状況であるとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

農業集落排水区域において、農業集落排水に加入することを条件に開発を認めているのかとの質疑では、開発申請の条件にしているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、７議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年３月18日、建設経済常任委員会委員長、嶋田哲純。

○議長（明智忠直） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第２号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第３号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第４号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議

決について、議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第21号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての15議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、保育所指定管理委託事業について、毎日食べる賄いについては、地産地消という立場から、多少高くても安心、安全なものを公的と同じように食べてほしいと思うが、保育事業を進めるに当たり、指定管理者制度を導入する場合はどうなのかとの質疑では、指定管理料の中には、給食に関する業務、原材料費を含めて委託するので、市の給食メニューとは若干違ってくるが、事業を引き継いでいく中で、地産地消に努めていくようお願いしており、また保護者の方に対しても、給食の内容や試食してもらうような形で対応をとっていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、教育費の国民体育大会開催事業について、2010年の国体に向かって、大きな計画はどうなっているのか。

また、全国に旭市をPRするために、どう考えているかとの質疑では、大きな事業としては、平成21年度に、国体リハーサル大会ということで、全日本卓球選手権大会の団体の部を開催する予定で、運営費は先催市の例で3,000万円から4,000万円程度となる。

また、本大会の運営費は1億円程度かかり、そのほかにも、体育館の床のカーペット張り替えや駐車場の関係等で、まだまだ検討するところがある。

PRについては、先催市の例も参考に全国にPRできるような方法を検討していきたいと思うとの答弁がありました。

次に、3点目として、第二中学校の改築事業の中で、公有財産購入ということで、その進捗状況はどうなっているのか。また、用地が買収できると全体的にどのくらいの規模になるのかとの質疑では、用地の取得については、運動場南側に位置するもので、約1,500平方メートル程度を予定しており、現在地主と買う面積のとらえ方、相場について話をしているところである。

また、学校用地の面積については、約3万4,100平方メートルになる予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

健康優良家庭表彰事業について、優良家庭を決める根拠は何か。

また、報奨金については、1世帯どのくらいの予算かとの質疑では、根拠は、旭市国民健康保険優良家庭表彰要項に基づくもので、1年間、療養の給付及び治療費の支給を受けていないことと、国保税を完納していること、また表彰時において市内に住所を有しているなどが基準となっている。

世帯数については430世帯を見込み、1件当たりの記念品の費用として4,000円を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

旭市後期高齢者医療特別会計について、徴収率が下がった場合には、どのような対応を考えているのかとの質疑では、国の対策としては、保険料の未納リスク、給付増のリスク等による広域連合の財政影響に対応するため、国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、6年間で2,000億円規模の財政安定化基金を創設し、財政的に厳しくなったところには、その基金から貸し付けするような制度を国が作ると言われている。

しかし、その基金が足りないような事態になれば、当然、市町村に係わってくる問題となるが、そこまでは考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

民生費の地域密着型サービス拠点等施設整備事業及び教育費の第二中学校校舎改築事業について、繰越明許にした理由と手続き上に問題はないのかとの質疑では、地域密着型施設については、農業振興地域の除外手続きや用地買収等の理由で、今年度内にはできないと報告を受けており、繰り越しの手続きについては、県と相談しながら手続きをしているので特に

問題はないが、計画値よりも若干遅れるというのが事実である。

また、第二中学校校舎改築事業については、入札等に時間がかかったために、仕事が半分程度しかできないだろうということから、前払いした以外を繰り越すもので、財政とも相談し、問題はないのかなということで手続きをしたとの答弁がありました。

次に、議案第21号の主な質疑について申し上げます。

合併の際のサービスは高く、負担は低くと、これが全然尊重されていないような改定になっているが、どう考えて判断に至ったのかとの質疑では、同じような施設を利用している方にとって、片方では負担をする状況というのは不公平感があるので、利用者の負担という部分を、より公平に判断した中での改正であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第21号については賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年3月18日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

○議長（明智忠直） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

○総務常任委員長（佐久間茂樹） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第17号、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議案第19号、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について、議案第20号、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほ

か関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑5点について申し上げます。

1点目として、当初予算255億8,000万円について、人口が同じくらいの市より、かなり大きな予算が組まれているが、なぜ組めるのかとの質疑では、合併をしていない市と比べると、確かに1人当たりの予算額はだいぶ上回っている。

要因としては、合併後の10年間だけに認められる有利な起債ということで合併特例債があり、普通建設事業費の約59億円のうち、事業費ベースで33億円ほどが、この合併特例債に関連した事業ということで、なるべく一般財源を使わないで、有効的に執行しているということが要因の一つではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、平成20年度の地方債残高276億円余りについて、交付税措置額を除いた実質的な負担はどの程度増えているのかとの質疑では、平成19年度の地方債残高が267億2,900万円くらいを見込んでいるので、表面上では9億5,100万円程度増加したことになるが、平成20年度に交付税算入されるものが173億2,400万円ほど見込んでいるので、交付税が入らない地方債残高は103億5,600万円になり、実質的に償還しなければならない起債残高については、平成19年度決算見込みより1億1,400万円ほどの減になるかと試算しているとの答弁がありました。

次に、3点目として、合併特例債について、発行可能な額として272億円とあるが、これまでの発行額は幾らになるか。また、今後の計画はどうなっているのかとの質疑では、合併特例債の累計は、平成20年度末で44億9,000万円ほどになる。

今後予定されるものとしては、防災行政無線や中央病院アクセス道等の事業があり、最終的には150億円程度と、当初計画したものとほぼ同じくらいのペースで進んでいると考えているとの答弁がありました。

次に、4点目として、防災行政無線統合事業について、新しい防災無線を設置するわけだが、仮に新たな合併となった場合には、統合することは可能かとの質疑では、整備については、デジタル無線ということでシステムが統合される。

仮に新たな合併があった場合には、総務省令無線設備規則に基づいての通信機器であれば、異なるメーカーでも相互接続が確保されると聞いており、デジタル対応機器であれば、軽微な変更で統合することは可能だと考えている。

また、近隣の状況については、銚子市、匝瑳市、香取市、東庄町は、いずれもアナログ式

であるので、統合となるとデジタル化をする必要があるとの答弁がありました。

次に、５点目として、市税について、税源移譲によって徴収率が悪くなることが懸念されるが、どう考えているか。

また、差し押さえ物件の公売についてはどうかとの質疑では、昨年度から千葉県滞納整理推進機構が始まり、悪質な滞納者や誠意のない滞納者については、差し押さえを強化していきたいと考えているが、公売については、場所が悪いと入札しても不調に終わる場合が多いので、事案を精査して進めていきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、議案第20号についての主な質疑について申し上げます。

育児休暇をとった場合、退職金や年金はどうなるのか。また、任期付き短時間勤務職員を補充するとあるが、どういった方を考えているのかとの質疑では、退職金については、育児短時間勤務した期間を、退職金の計算期間から３分の１を除いて計算される。年金については、休業する期間も個人負担しているので同じに支給される。

また、補充職員については、具体的には検討していないが、現実としては、直近で退職した方を考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、７議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年３月18日、総務常任委員会委員長、佐久間茂樹。

○議長（明智忠直） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前１０時３６分

再開 午前１０時３７分

○副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

地方自治法第117条の規定により、議案第36号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き常任委員長報告を行います。

建設経済常任委員会に付託いたしました議案第36号の1議案についての審査経過と結果について、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

○建設経済常任委員長（嶋田哲純） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第36号、指定管理者の指定についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

なお、この議案に関係する嶋田茂樹委員においては、除斥して審査したことを申し添えておきます。

審査については、3月11日に他の付託議案とともに審査を行いましたが、特に質疑はなく、別紙報告書のとおり、議案第36号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年3月18日、建設経済常任委員会委員長、嶋田哲純。

○副議長（平野 浩） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

ここで、林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 42 分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 質疑、討論、採決

- 議長（明智忠直） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号から議案第35号までの35議案について、各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号から議案第35号までの35号議案について一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

- 24番（神子 功） 私は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決について、議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定についての3議案については賛成討論を、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決については反対の討論をさせていただきます。

初めに、議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決について申し上げます。

旭市は、平成17年7月1日にご案内のように合併し、今年で2年8か月が過ぎ、平成20年度を迎えようとしております。今、旭市に求められておりますのは、新市旭市としてのまちづくりであります。合併の効果を最大限に活用し、将来の財政を見据えた取り組みを行っていくことが重要でないかと考えるものであります。

そういった観点から、平成20年度予算編成におきまして、歳入については、厳しい財政状

況の中でありますけれども、市税収入については平成19年度の決算見込みを計上し、より確実な見込みを行い、また地方交付税につきましては71億1,000万円、うち普通交付税として、地方財政対策として地方再生対策費や合併特例債の償還分にかかわる歳入分の増額を見込み、特別交付税では、平成19年度決算見込額に地方財政計画に1.3%を見込んだ内容、また国・県補助金につきましては、合併関連の補助金を見込むなど、予算編成に当たりましては、評価をするものでございます。

次に、主要事業について、まちづくりという観点と、市民サービスという観点から申し上げます。

平成20年度は主要事業が幾つかありますが、まちづくりの基本方針の中から幾つか申し上げます。

まず、まちづくりの基本方針の1にあります快適でうるおいのあるまちづくりの中から4点ほど申し上げます。

1点目は、長熊スポーツ公園整備事業であります。

予算としては2億1,800万円、この内容につきましては、県の補助金、いわゆるふさのくに合併支援交付金、これが100%の1億4,000万円、一般財源として7,880万円の予算を計上しているものでございます。

長熊スポーツ公園は、旧干潟町より引き継いだものであり、中でも長熊釣堀センターとして年間1,000万円という収入があったものでございます。新市旭市として整備することにより、この場所が自然を生かした観光の拠点として、また子どもたちの憩いの場、さらに広く交流の場として発展していくものと期待するものであります。県の補助金を有効活用し、そして旭市の交流の里事業とも言えるこの事業について、私は費用対効果が期待できるものと判断し、評価するものでございます。

2点目、あさひ健康パーク維持費という予算が計上されております。いわゆるパークゴルフがこの7月1日にオープンされ、入り込みとしては年間1万5,000人、これを入場者数と予定しているものでございます。市民はもとより、市外からも来場者が多く来るように期待をするものでありますし、宣伝効果を有効に発揮し、普及活動に努めていくということをお願い申し上げます。

3点目、文化の杜公園整備事業については、議論が分かれるところであります。まちづくりを進めるという費用対効果の面からも、この事業内容の見直しをしていくということを要望しておきたいと思っております。

4 点目、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業につきましては、2 年間で整備するという事業であります。国庫補助として市町村合併推進体制整備補助金ということで、国の補助が今年度は9,000万円、一般財源からは1,279万円計上されております。この事業が完成いたしますと、公園の維持費として毎年約320万円の経費が必要になってくるものであります。総合計画の前期 5 か年の基本計画に盛り込まれている事業ではありますが、この事業につきましては、まちづくりという観点から、また費用対効果から考えた場合に、公園事業全体の見直しの必要性があったものではないかというふうに考えます。ということで、この公園事業については指摘をしておきたいと思います。

次に、まちづくり基本方針の 3、健やかでやすらぎのあるまちづくりについて申し上げます。

今年 4 月から保育所指定管理委託事業が始まります。旭市行政改革アクションプラン、これは平成17年から平成21年までの内容でありますけれども、この中には、民間委託等の推進として、指定管理者制度の導入が上がっております。その一環というふうに位置づけて考えております。

今回特に注意しておきたいことは、公の保育所と異なるサービスはあってはならないこと、いわゆる食の安全とサービス面でございます。旭市の保育所につきましては、栄養士によりまして、全保育所、カロリー計算のもとに同じメニューとなっております。給食、賄いは、これでやっているわけであります。

民間委託をいたしますと、この栄養士によりカロリー計算したメニュー、こういったものが変わってくるというふうに言われております。質が落ちたり、安全性が失われたり、サービスの低下をすることはあってはならないことだと思います。こういった観点から十分これらのことを考えて、市としては注意を払っていただきたいというふうに思います。

次に、まちづくり基本方針の 4、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりについて 2 点申し上げます。

1 点目は、ただいま給食の件で申し上げましたけれども、学校給食の調理等に関する委託業務についてでございます。

いわゆる調理業務について委託を考えるということで検討されていると思いますけれども、心身ともに成長期にある児童・生徒の給食につきましては、食材については地産地消はもちろんのこと、その供給に努めていただき、食の安全、安心、サービスの面からも含め、何でも民間委託ということにはならないような検討をぜひしていただきたいと思います。強く要

望しておきたいと思います。

次に、2点目ですが、大原幽学遺跡史跡公園管理ということと、半解体の修理という予算がのってございます。これと併せまして、農水産課で実施しております交流事業というものがありますが、大原幽学遺跡史跡公園周辺については、ぜひ交流の里づくりという位置づけのもとに発展できるよう取り組みについて今後さらに検討していただきたいと思う次第であります。

以上が一般会計でございます。

次に、議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決、これと関連いたします議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について関連がございますので、一括して討論をさせていただきます。

平成20年4月から現行法の老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に変更することに伴い、後期高齢者医療特別会計が平成20年度から新たにスタートするわけになりました。制度の運営については、県内のすべての市町村が加入する広域連合が行うというふうになっております。また、広域連合の区域内に住む75歳以上の人、65歳以上で一定の障害のある人は、その広域連合の被保険者となるものでございます。

そして、市町村は、後期高齢者医療制度の事務のうち、保険料の徴収事務と申請や届け出の受け付けや保険証の引き渡しなどの窓口業務及び健診事業を行うことになっております。

旭市については、療養の給付費等に要する額が著しく低い市町村、特定市町村という扱いを受け、不均一賦課期間6年の設定で、保険料が1人当たり保険料額につきましては、均等割額3万2,400円、これに所得割率6.16%になるものでございます。保険料の賦課限度額は50万円に設定されるということにもなっております。また、各人の所得の状況に応じて、7割、5割、2割の軽減措置が図られるというふうにも伺っております。

さらに、特別の理由がなく保険料を滞納した場合については、国保と同様に短期被保険者、また滞納が1年以上続いた場合は保険証を返還してもらい、資格証明証を交付する、こういったものが概要だというふうに伺っております。

議案第18号では、その一般事務について広域医療事務を行うというものでございます。

そこで、国保から75歳以上が後期高齢者医療特別会計になることから、問題が多々発生するのではないかというふうに思われますし、要は個人の負担の増減、さらに世帯によってはその増減が生じたりすることが考えられます。

現状では、詳細に分からない状態でありまして、市民の戸惑いもあろうかと思いますが、

また一方では、事務を担当される当市においても戸惑う点が多々生じるかと思います。

そこで、この制度を導入され、この4月から改正がスタートいたしますが、市当局におかれましては、事務事業を行うに当たりまして、この医療制度について十分把握をしていただくとともに、問題点についても十分検討し、対応をお願いしたいと思います。

以上が議案第4号、議案第18号であります。

最後に、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について、これは反対の立場で討論をさせていただきます。

平成20年度の当初予算、いわゆる収益的収入及び収支につきましては、事業会計予算実施計画によるところによりますと、平成19年度当初と比較いたしまして、経費の削減を行う内容が見られます。そういう判断ができることを紹介いたしたいと思います。しかし、この平成20年度につきましては、再整備計画によりまして、具体的に事業が行われる資本的支出の予算も組まれているわけであります。

なぜ再整備計画が必要かについては、施設の老朽化に伴う震災対策、病院機能の非効率化、人材確保として医師、あるいは看護師の確保と言われているわけであります。

一方、経営形態の見直しとしては、平成19年に総務省から公立医療改革ガイドラインの指示により、平成20年度中に公共病院改革プラン策定の必要性が出てきたわけであります。これらを総合的に考えてみますと、合併によりまして、旭市立病院になった今日、病院事業会計は、平成20年度、350億円を超える予算の中で、300億円もの費用をかけ再整備を行うこととし、その資金調達については、内部留保資金や、それを充てるもの。しかし、50%は借入金、起債で行うとしております。

また、県や国の補助金を現在お願いしているとのことですが、現在はその内容は見えておりません。起債による内容については、平成23年度に、事務部長のお話ですと、299億円とのことでございます。経営形態の見直しについては、平成20年度で検討するとのことですが、再整備事業をスタートさせた場合には、旭市の病院として起債の返還が予定どおりいかない場合については、旭市の責任として、現在ある起債、一般会計だけでも270億円に加え、さらに負債を抱えることになります。

したがって、経営形態をどうするかははっきりすることが大事であり、同時に再整備の必要性についても考える必要があるのではないかというふうに思います。旭市として起債を増やすことになることは、次代を担う子どもや将来に憂いを残すことになってはならないと考える一人であります。

旭中央病院が大きくなってきたのは、先人の大変なご苦勞があったからだと感謝を申し上げる次第であります。しかし、旭中央病院の再整備の理由の中に挙げられております病院の機能が非効率になっているということについては、逆に言えば、これまで総合的な計画性がなかったのではないかとということにもつながるし、人材確保については、いつの世も必要不可欠な条件であります。また、震災による投資については必要と思うわけであります。巨額の投資をして本当によいものなのかどうか、費用対効果を考えたとき、将来に憂いは残らないものかどうか、平成20年度予算について、ここで本当にもう一度真剣に考えるべきではないかということをもって反対討論といたします。

○議長（明智忠直） 以上で通告による討論は終わりました。

木内議員の発言を許可いたします。

木内議員、ご登壇願います。

（ 11 番 木内欽市 登壇 ）

○ 11 番（木内欽市） 11番、木内です。

議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

旭中央病院は、昭和28年の開設以来、今日まで本県の香取海匠地域を拠点とする医業圏半径30キロメートル、医業圏人口100万人の中核病院として、先進的かつ高度な医療に取り組むとともに、24時間365日の無休体制で、不採算部門である救命救急センターを運営するなど、地域医療に大変な貢献をしてきております。

たび重なる医療費のマイナス改定、平成18年度で見てもみると、マイナス3.16%の医療費の改定が行われました。単純に当時の医業収益250億円にこれを掛けますと、7億9,000万円の収益減になるというところでしたが、院長をはじめ職員の方々の努力により、常に黒字を計上しているところは、既に皆さんご存じだと思います。

また、本市にとっては、医療の面の安心ばかりでなく、経済や雇用の面などでも本市の振興に大きく寄与している病院であります。しかしながら、当病院といえども、現在の医療環境の下では、全く問題がないわけではありません。

ただいま神子議員もおっしゃっておられましたが、一つには耐震性の問題があります。千葉県東方沖を震源とする内陸型の直下型地震は、いつ起きてもおかしくない状況下にあります。入院患者を含め1日の延べ来院者数は、約1万人を超えるであろうと思われますこの基幹病院として、今地震が起きたらどうするのでしょうか。

二つに、同じく建物が建て増し、建て増しでできているため、非常に効率が悪く、先日も視察を行いました。患者の移動距離も長く、負担も大きくなってきております。

加えて、今後とも優秀な医師、看護師等の人材を確保するためには、快適な労働環境を整備することも極めて重要となってきました。

これらの問題を解決し、地域においてさらに安定した医療を行っていくためには、再整備事業はぜひとも必要な事業と考えます。

我が国は、世界のどの国もまだ経験したことのない急激な少子高齢化社会を迎えます。旭市も例外ではありません。今後の旭市の発展を考えた場合、その核となるのが中央病院でありますので、議員各位には再整備事業へのご理解をいただき、本議会賛成多数でなく、全員の賛成をお願い申し上げまして、議案第9号に対する賛成の討論といたします。

○議長（明智忠直） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 討論を終わります。

会議は途中でありますが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号から議案第35号までの35議案について採決いたします。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、平成20年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成19年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、市道路線の認定及び廃止について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11時32分

再開 午前 11時33分

○副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

地方自治法第117条の規定により、議案第36号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 35 分

- 副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑、討論、採決を行います。

これより議案第36号の1議案について、委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 副議長（平野 浩） 質疑なしと認めます。

これより議案第36号の1議案について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 副議長（平野 浩） 討論なしと認めます。

これより議案第36号の1議案について採決いたします。

議案第36号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 副議長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで、林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 37 分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 常任委員長陳情報告

- 議長（明智忠直） 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情第1号の1件についての審査経過と結果について、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

- 文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において付託されました陳情第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択の陳情についての1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月12日、付託議案の審査終了後、担当課より、本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、市内に被爆者が34名おり、原爆投下から六十数年がたち、認定状況を早くしてほしいという陳情内容から、国に十分審査して取り組んでもらうことが懸命ではないかとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年3月18日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

- 議長（明智忠直） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する常任委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

- 議長（明智忠直） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号の1件について、常任委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 討論なしと認めます。

これより陳情第1号の1件について採決いたします。

陳情第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択の陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時45分

- 議長(明智忠直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書の提出についての1発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、向後和夫委員長よりご報告をお願いいたします。

向後和夫委員長、ご登壇願います。

(議会運営委員長 向後和夫 登壇)

- 議会運営委員長(向後和夫) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告を申し上げます。

本日提出のありました発議案は、発議第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書の提出についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成20年旭市議会第1回定例会議事日程（その2）の本日、3月18日火曜日のとおり、この後、追加日程第1、発議第1号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。説明理由の説明については、文教福祉常任委員会の柴田徹也委員長が行う予定であります。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 向後和夫委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議案上程

○議長（明智忠直） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

追加日程第2 提案理由の説明

○議長（明智忠直） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） それでは、発議第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を

求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）

原爆被爆者は、現行の原爆症認定制度を、被害の実態に即した制度に抜本的に改めることを求めている。

原爆被害が、熱線・爆風・放射線による広範囲で、かつ長期に及ぶ複合的な被害であり、なお医学的にも未だ、未解明な部分の多い被害であることを踏まえ、被害者各人の実態に即した認定行政に改めることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） おはかりいたします。発議第1号の1発議案は、委員会付託を省略して、直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号の1発議案について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより発議第１号の１発議案について採決いたします。

発議第１号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

日程第５ 事務報告

- 議長（明智忠直） 日程第５、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

- 総務課長（高埜英俊） 篤志寄附を受納いたしましたので、報告いたします。

１、豚肉200キログラムを有限会社菅谷ファーム様、有限会社ブライトピック千葉様から12月11日受納いたしました。

１、豚肉200キログラムを農事組合法人高木畜産様、有限会社菅井物産様、有限会社菅谷ファーム様、有限会社ブライトピック千葉様から12月11日受納いたしました。

１、土地、三川熊ノ堆の畑396平方メートルを伊藤富一郎様から12月27日受納いたしました。

１、イヌマキ１本を相澤庚平様から12月28日受納いたしました。

１、クロマツ17本を伊藤恒夫様から１月28日受納いたしました。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 事務報告は終わりました。

日程第６ 閉 会

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成20年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時54分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 明 智 忠 直

副 議 長 平 野 浩

議 員 林 正一郎

議 員 神 子 功